

議案第27号

米原市蛍保護条例の一部を改正する条例について

米原市蛍保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を  
求める。

令和2年2月28日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

蛍の特別保護区域の表示の見直しを行うため、この案を提出するものである。

## 米原市蛍保護条例の一部を改正する条例

米原市蛍保護条例（平成 19 年米原市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 5 号中「(滋賀県立三島池ビジターセンター東側)」を「(三島池南側用水路起点から市道西山池下線までの区域)」に改め、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 天野川（市場川合流点から大門川合流点までの区域）

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市蛍保護条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（保護区域） 第6条 略 2 前項の保護区域のうち、次の各号に掲げる区域は、蛍が現に3年以上安定して発生し、または発生すると考えられる区域とし、これを特別保護区域とする。 （1）～（4） 略 （5） 蛍の川（<u>三島池南側用水路起点から市道西山池下線までの区域</u>） （6）～（8） 略 （9） <u>天野川（市場川合流点から大門川合流点までの区域）</u></p>	<p>（保護区域） 第6条 略 2 前項の保護区域のうち、次の各号に掲げる区域は、蛍が現に3年以上安定して発生し、または発生すると考えられる区域とし、これを特別保護区域とする。 （1）～（4） 略 （5） 蛍の川（<u>滋賀県立三島池ビジターセンター東側</u>） （6）～（8） 略 （9） <u>市場川（中井川合流点から天野川合流点までの区域）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蛍の特別保護区域の区域の範囲の表示の見直しに伴う改正</li> <li>・ 蛍の特別保護区域の対象となる河川名および区域の範囲の表示の見直しに伴う改正</li> </ul>